

内水面漁業の振興に関する法律施行令の改正に関する Q&A
(令和5年2月1日時点)

1 条文の解釈について

問1 届出制導入の理由として、周辺環境への影響の把握を挙げていたが、具体的なリスクを教えてください。

答 停電等のトラブルによって海水が周辺の淡水に流れてしまう場合や、海水に含まれている病原菌が海面に流出し蔓延する場合等を想定しています。

問2 「水質に変更を加えた水」とはどのようなものか。

答 例えば、

- ① 河川等の淡水や上水を塩水化した水
 - ② 下水処理水
 - ③ 閉鎖循環式養殖において再利用するために脱窒装置等の化学的なる過（生物ろ過も含む）を行った水
- 等を想定しています。

問3 飼育水に酸素を加える行為や曝気、殺菌は「水質に変更を加えた水」に該当するか。

答 飼育水に酸素を加える行為や曝気、殺菌には、物理的な方法を用いる簡易なものから、化学的装置を用いる高度なものまであり、程度が一様でないことから、個別に相談してください。

今回の改正の趣旨は、周辺環境に影響を及ぼし得るものを届出対象とすることであり、自然界でも起こり得る程度のものは対象外、化学的装置や薬剤等を使用した方法は対象となります。

問4 「養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去」とはどの程度のものか。

答 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去する方法として、脱窒装置等の化学的な濾過だけでなく、

- ① 濾過フィルターにより除去する方法
- ② 沈殿槽や排水口の仕切り板（水の流れを一部遮るもの）を設置して物質を沈殿

させる方法

といった物理的に除去する方法等も想定しています。

問5 「餌料の投与等によって生じた物質」とはどのようなものか。

答 飼料の残渣や排泄物等を想定しています。

問6 淡水での掛け流し式養殖も対象となるのか。

答 淡水掛け流し式養殖については、以下のいずれも満たすものであれば、届出の対象外となります。

- ・ 水質に変更を加えていないもの（第2条第2号のイの要件に該当しない。）
- ・ 濾過フィルターにより除去する方法や、沈殿槽や排水口の仕切り板（水の流れを一部遮るもの）を設置して物質を沈殿させる方法など物理的に除去する方法等により、養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去し排出するもの（第2条第2号のロの要件に該当しない。）

問7 河川から取水した水の掛け流し式は対象外であるが、物質の除去が行われていない場合は対象になるのか。

答 対象となります。柵や網を設置する等、簡易な方法でも物質の除去を行っている場合は対象外となりますが、それすらも行わず排水している場合は、周辺環境への影響等のリスクとなり得るため、養殖実態を把握する必要があることから、対象となります。

つまり、周辺環境への影響を把握する観点から届出制とするものであることから、「閉鎖循環式」と「海水かけ流し式」に加え、「物質を除去せずに排出する淡水かけ流し式養殖」も対象となります。

問8 「閉鎖循環式」を対象と読む箇所はどこの規定か。閉鎖循環式のシステム上、必ず濾過工程で「水質に変更を加えた水」が生じるためか。

答 閉鎖循環式養殖においては、水を再利用するために脱窒装置等の化学的な濾過が行われ、水質の変更が生じることから、第2条第2号イの「水質に変更を加えた水」に閉鎖循環式が該当することとなります。

2 届出制の対象について

問9 鮎の稚魚を人工海水で養殖する場合は対象になるのか。

答 種苗生産者であれば対象外になります。ただし、食用の場合は対象になります。

問10 地下海水を使用している場合は対象になるのか。

答 対象になります。

問11 試験的に陸上養殖をしている例があるが、規模を問わず対象になるのか。
また、都道府県営の陸上養殖場で、販売試験まで行う場合は対象になるのか。
販売しなければ対象外となるのか。

答 試験的であったとしても、販売しているものであれば対象になります。単に「試験的」と称しているに過ぎないものは対象外とはなりません。

問12 築堤式のクルマエビ養殖は対象になるのか。区画漁業権の免許は受けていない。

答 内水面振興法第28条第1項の規定に基づき、漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業は対象になります。

問13 サプリメントに用いるクロレラは対象になるのか。

答 クロレラは水産動植物であり、対象となります。

問14 カキ等の蓄養はどうなるのか。出荷用に保管をしている。

答 単に出荷までの一定期間留め置くに過ぎない蓄養は、養殖には当たらないことから、対象外となります。

問15 陸上の池のクルマエビ養殖場を想定すると、イの規定については水質に変更を加えない海水を使用するので該当しない、ロの規定にある「餌料の投与等によって生じた物質」に残餌、糞、エビの死体等が含まれるとすると、これが排水部のネット等で除去されているならばロに該当しない(=届出対象外)と解してよいか。

答 食用として生産しているのであれば、第2条第1号の要件に該当します。

また、海水を使用していることから、第2条第2号のイの要件に該当することになります（イは、「水質に変更を加えた水」又は「海水」を養殖の用に供するもの）。
以上のことから、届出養殖業の対象となります。

3 運用について

問 16 複数の魚種を養殖する場合でも、全ての魚種を届出する必要があるのか。

答 全ての魚種について届出が必要です。

問 17 違う魚種を突然入れたり、数か月間だけ飼う可能性がある場合、可能性のある魚種も含めて開始届出書に記載すればよいのか。

答 御指摘のとおりです。ただし、届出内容に変更があった場合は、変更届出書を提出する必要があります。

問 18 種苗生産業者が一部を成魚として食用に出荷する場合はどうすればよいのか。

答 出荷した部分について届出をする必要があります。

問 19 届出をしたが、結局養殖しなかった場合はどうすればよいのか。

答 「実績なし」として実績報告書を提出してください。

問 20 初年度となる令和5年度の実績報告は不要か。

答 本制度は、令和5年4月1日の施行を予定しており、法令に基づく初回の実績報告は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの実績について、令和6年4月30日までに行う必要があります。